

## 豊中市こんにちは赤ちゃん事業業務公募型プロポーザル実施要項

### 1. 目的

豊中市では、乳児家庭全戸訪問事業（以下「豊中市こんにちは赤ちゃん事業」という。）として生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会としています。訪問することにより、乳児のいる家庭の孤立を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

このたび、本事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、本事業の業務を委託することとし、委託事業者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

### 2. 事業の概要

#### (1) 業務名

「豊中市こんにちは赤ちゃん事業」業務委託

#### (2) 業務内容

豊中市こんにちは赤ちゃん事業業務委託仕様書（別紙1）のとおり

#### (3) 委託期間

令和8年（2026年）9月1日から令和11年（2029年）8月31日まで

#### (4) 予算額

委託料の上限額は、月額 1,700,000円

※上記金額は月額を示したものであり、消費税及び地方消費税を含んでいます。

※金額は契約時の予定価格を示すものではありませんのでご注意ください。

### 3. 参加資格

本案件に参加及び応募できるものは、企画提案書類等の提出時点で、次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。なお、企画提案書類等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加及び応募を認めません。

#### 【参加資格】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日実施）に定める入札参加停止要件に該当しないこと。
- ③ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定による会社の整備の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑤ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1号の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- ⑥ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第127号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧ 公租公課を滞納していないこと。
- ⑨ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- ⑩ 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できること。

#### 4. スケジュール

- |                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| ① 募集要項の公表            | 令和8年(2026年)4月24日(金)       |
| ② 質問事項の締切            | 令和8年(2026年)4月30日(木) 17時必着 |
| ③ 質問事項への回答           | 令和8年(2026年)5月11日(月)       |
| ④ 応募書類提出期限           | 令和8年(2026年)5月18日(月) 17時必着 |
| ⑤ 第1次審査(書類審査)        | 令和8年(2026年)5月27日(水) (※1)  |
| ⑥ 第2次審査(プレゼンテーション審査) | 令和8年(2026年)6月5日(金) (※2)   |
| ⑦ 審査結果の通知            | 令和8年(2026年)6月8日(月)以降      |
| ⑧ 委託契約の締結            | 令和8年(2026年)6月下旬 予定        |

※1 応募が4社以上となった場合は、書類による第1次審査を実施し、第2次審査(プレゼンテーション審査)に進んでいただく提案者を選定します。

※2 第2次審査の対象となる提案者には、時間と場所を別途メールにてご連絡します。

##### (1) 質問受付

企画提案書類等の作成にあたっての質問は、令和8年(2026年)4月30日(木)17時まで  
に、メールにて質問書(様式1)を送付のうえ、電話連絡をお願いします。

電話や来庁など、質問書送付以外での質問は受け付けません。

回答については、令和8年(2026年)5月11日(月)に市ホームページにて公開します。

5. 応募手続き等

(1) 提出書類

公募に参加する事業者は、プロポーザル参加表明書（様式2）と、下記の【提出書類】に記載の書類等を期限内に提出してください。

【提出期限】 令和8年（2026年）5月18日（月）

【提出先】 豊中市こども未来部はぐくみセンター こども支援課  
子育て支援センターほっぺ  
（豊中市岡上の町2丁目1番8号 とよなかハートパレット2階）  
受付時間：9時から17時（厳守）

【提出方法】 持参（土日及び時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅配便等）  
なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

【提出書類】

- ① 提出書類の規格は、A4版片とじ、横書き、両面とする。
- ② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 全体にページ番号を付け、目次をつけること。
- ④ 提出部数は7部（正本1部、副本6部）とし、次の提出書類に項目ごとのインデックスを付け、全体をファイル等で綴ること。

項目	内容	
業務提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>*仕様書に基づき提案内容を記載してください。</li> <li>*本業務を実施するうえでの課題やその課題解決に向けた提案、本事業の目的を達成するうえで仕様書に無い提案等があれば、記載してください。</li> <li>*任意の場合は、様式3に記載の項目は必須とします。</li> </ul>	様式3 又は、 任意
業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>*本業務の実施体制及び特徴を記載してください。</li> <li>*役割の欄には本業務における担当分野や業務内で担う役割を記載してください。</li> <li>*主な勤務場所は都道府県を記入してください。</li> <li>*業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記載してください（担当部署のみで可）。</li> <li>*任意の場合は、様式4に記載の項目は必須とします。</li> </ul>	様式4 又は、 任意
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>*宛先は「豊中市長」、件名は「豊中市こんにちは赤ちゃん事業業務」としてください。</li> <li>*内訳書【任意形式】を添付してください。 内訳書には、見積書に記載した経費の内訳を単価、工数（人、日など）その他、必要な経費の区分が分かるように記載してください。</li> <li>*月額が分かるように記載してください。</li> </ul>	任意

	*本事業は、第2種社会福祉事業に該当するため非課税となります。	
団体の概要等	*連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス）を必ず記載してください。 *任意の場合は、様式5に記載の項目は、必須とします。	様式5 又は、 任意
	*公募開始日から過去3年以内の処分歴は、必ず記載してください。	様式6

#### 【応募書類の取り扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募を無効とします。
- ② 提出書類は、返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、修正を求めることがあります。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めません。（市が補正等を求める場合を除く。）
- ⑤ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ⑥ 提出書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。提出書類等は事業者選定のみ利用し、他の目的には使用しません。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

## 6. 審査方法等

### (1) 審査方法

- ① 市職員で構成する「豊中市こんにちは赤ちゃん事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し審査を行います。
- ② 選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) 審査スケジュール

#### 第1次審査

令和8年（2026年）5月27日（水）に、選定委員会にて書類審査を行い、第2次審査に進む提案者を3者に絞ります。この場合、第1次審査の結果はすべての提案者に対してメールにて通知します。

提案者が3者以下の場合は、第2次審査の時間のみメールにて通知します。

#### 第2次審査

企画提案書及び企画提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。優先交渉権者と交渉に至らなかった場合は、時点の提案者を優先交渉権者とすることがあります。

第2次審査（プレゼンテーション審査）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位であっても優先交渉権者としません。なお、審査結果の確定は、当企画提案審査委員会として最終合議のうえ一本化したものとします。

第2次審査（プレゼンテーション審査）の日程は以下のとおりです。

【日時】 令和8年（2026年）6月5日（金）

※時間と場所は別途メールにて通知

【発表時間】 1提案あたり30分以内とします。

（事業者からの説明：15分以内、質疑応答：15分以内）

【発表者】 1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者としてします。

【資料・機材等】 追加資料等は、本市が求める場合を除き不可とします。

また、パソコンやプロジェクター等、機器を使用する場合は、事前に市に相談してください。

### （3）評価項目

項目	配点	備考
提案内容	60点	本業務に取り組む基本姿勢について
		本業務の企画・実施に関する提案内容及びその実現性について（訪問率の確保）
		地域との関係性について
		訪問員の質の向上に向けた研修体制
実績・体制	30点	本業務の適切な実施に必要な進捗管理等のマネジメント体制
		安全管理や個人情報に関する取り組みの体制
見積額	10点	提案価格の妥当性

### （4）最終審査結果の通知

審査結果は、令和8年（2026年）6月8日（月）以降にすべての提案者にメールにて通知します。なお、豊中市と仕様並びに価格等の協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって、本業務の受託者を約するものではありません。

### （5）最終審査結果の公表

最終審査結果は、令和8年（2026年）6月8日（月）以降に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ・優秀提案事業者の相手方と評価点
- ・全提案事業者の名称（申込順）
- ・優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）
- ・選定委員会委員の氏名及び選定理由

## 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 本案件期間中に、「上記3」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ② 企画提案書類等の提出書類において、虚偽の内容を記載したとき。
- ③ 提出期限までに提出場所に企画提案書類等の提出がないとき。
- ④ プレゼンテーションに欠席したとき。
- ⑤ 一団体に複数の提案をしたとき。
- ⑥ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ⑦ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ⑧ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- ⑨ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- ⑩ 提案上限額を超える提案を行ったとき。
- ⑪ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき。

## 8. 契約について

- ① 優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と協議するものとします。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については採択された提案と変更が生じることがあります。
- ② 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結します。
- ③ 本業務委託契約は、長期継続契約を予定しています。そのため、この契約を締結した日に属する翌会計年度以降において、この契約にかかる予算が削減又は減額された場合には、この契約を解除することができます。その場合は、当事者双方共に、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとします。
- ④ 本業務の受託者は、契約締結に当たり、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金を納付していただきます。（ただし、同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除きます。）

※契約保証金の納付をする場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に収めていただきます。

## 9. その他

- ① 企画提案書類等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ② 企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費はすべて提案者の負担とします。
- ③ 選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④ 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託者の負担となります。
- ⑤ 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、豊中市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑥ 応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

10. 応募先、質問・問合せ先（事務局）

豊中市こども未来部はぐくみセンター こども支援課  
子育て支援センターほっぺ

〒560-0023

豊中市岡上の町2丁目1番8号 とよなかハートパレット2階

TEL 06-6852-5526

Fax 06-6676-7497

E-mail [kosodate2@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kosodate2@city.toyonaka.osaka.jp)